項目	問合せ日付	質問	返答	参考資料
重要事項説明等によるサービス利用割合の説明の義務化	2021/4/21	重要事項説明書の仕様について、例えば前6か月間に作成したケアプランにおける各サービス割合や同一事業者によって提供されたものの割合を記載することになったが、書き方の参考例はないでしょうか?	「介護保険最新情報」vol.952(p69~72)に具体例が示されていますので、ご参照ください。	介護保険最新情 報vol.952 p69~72
	2021/5/11	ことから、年2回、記載内容が変更することになる	供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第十八条に規定する運営規定の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第	する基準 第4条 介護保険最新情 報vol.952
	2021/5/11	特定事業所集中減算について、市への減算報 告は従前通りに行うのか?	従前どおりにお願いします。所定様式に記入の上、前期・ 後期に提出をお願いします。	
	2021/5/11	されたが、例示された様式は署名欄があったり	従前通りに署名を得る必要があると考えます。「(前略)なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならない(「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について第2の3)」)と記載されていることが根拠です。	「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」第2の(3)

通院時情報連携加算	2021/4/27	算定要件として、「ケアプランに記録した場合」と あるが、具体的にどのように記録するのか?	以下のとおり例示します。 ①アセスメントで、診察室においてケアマネが付き添い受診をする必要がある旨を記載しておく(課題抽出)。 ②利用者に同席する旨を説明する。また、同席が診療の遂行に支障がないかを、事前に医療機関に確認する。これらの経過を記録しておく。 ③居宅サービス計画書(特に(2))の課題・目標・サービス内容等に、ケアマネによる連携がなされることを位置づける。 ④受診時の様子ややり取りした内容を、支援経過記録等に記録する。 なお、利用者の急な状況変化による受診時にケアマネが連携した場合は、支援経過記録等に情報を記載することで算定するに足ると考えますが、その後も継続して支援を要する場合は、上記①~④の手続きが必要になります。	
	2021/4/28		算定不可です。 「利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する」(厚生労働省告示第73号第2条のト)とあることから、「病院又は診療所」ではない在宅における訪問診療時の連携については、加算は不可と考えます。	第73号(令和3年 3月15日)第2条 居宅介護支援費

口腔・栄養スクリーニング加算	2021/4/6	ロ腔・栄養スクリーニング加算をとるにあたって、 サービス担当者会議の開催は必要か?	必要です。 加算をとるには、ケアマネがアセスメントにより口腔・栄養の観点からスクリーニングの実施や評価が必要と判断し、実施できる事業所を選定し、サービス担当者会議を開催し、事業所間で情報を共有する必要があります。 また、居宅サービス計画書(2)への記載も必要です。	介護保険最新情 報vol.936 p46
入浴介助加算	2021/4/6	入浴介助加算の体制届で(Ⅱ)を届け出ている が、(Ⅰ)を算定する利用者がいてもよいか?	構いません。 単位が大きい方の体制を届け出ている場合、単位が小さい方の体制も整っていると考えられるため、利用者ごとに(Ⅱ)(Ⅰ)のどちらかを選択して算定することが出来ます。	介護保険最新情 報vol.974 p4
個別機能訓練加算	2021/4/6	個別機能訓練加算(I)口を届け出ていれば、個別機能訓練加算(I)イも算定してよいか?	算定可能です。ただし、加算の条件(機能訓練指導員が揃っている等)を満たさない日があるなど、曜日ごとに提供サービスの差違が生じる場合は、その旨を利用者に周知する必要があります。	介護保険最新情報vol.952 p30
署名、押印		利用者等の署名、押印についての代替手段とは、具体的にどのようなものがあるか?	署名・押印の代替手段の具体例は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」や「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」の問6に示されてるのでご参照ください。なお、署名・押印の代替手段は、利用者等の負担を軽減する観点から示されたものであり、替えなければならないものとはされていません。押印は廃止の動向ですが、署名は従前どおりに求めて差し支えないと考えます。また、署名・押印の代替手段については、今後、何かしらの指針が示される可能性がありますのでご注意ください。	押&A(令和2年6月 19省・指スのす定に額基 19名・19名・日本の 19る・日本の 19る・日本の

プランチェック・実地指導	2021/5/11	保険者による集団指導の実施計画はあるか? また、よりよいケアプランを作成するため、プラン チェックから伺える傾向や課題があれば、助言 が欲しい。	現在、集団指導の実施計画はありません。重要な事項については、ケアマネジャー連絡会議等を通じてお伝えします。 次にケアプランについてですが、チェックにあたっては以下の点に注意しています。 ①アセスメントから課題を抽出できているかどうか。特に令和3年の改定で、本人及び家族の意向から課題を抽出するように変更されました。課題の抽出は、サービスの利用が適切かどうかを判断する根拠になります。 ②目標の期間設定が適切かどうか。利用者の状況によっては、支援内容毎に期間が異なることもあり得ます。 ③加算をつける根拠が明確かどうか。アセスメントや居宅サービス計画(2)に記載する必要のある加算もあるなど、根拠が明確にされているかどうかに注意して、プランチェックを行っています。	
コロナウィルス感染症のワクチンを 接種する際に行うヘルパーの支援に ついて	2021/6/22			・滋賀県庁医療福 祉推進課の回答 結果(6月18日)よ り。
ロ腔・栄養スクリーニング加算、口腔 機能向上加算について	2021/6/22	A事業所・B事業所と、複数の事業所を利用している場合、口腔栄養スクリーニング加算を月に	行うことされています(『最新情報Q&A Vol.10』)。口腔 栄養スクリーニング加算についても同様で、事業所の利用 実態に変更がない以上、1つの事業所が「継続」して行うこ ととなります。	・『令和3年度介 護報酬改定に関 するQ&A (Vol.10)』(令和3 年6月9日) ・6月18日滋賀県 庁医療福祉推進 課より回答。